

【自転車の交通ルールと安全な乗り方テスト】

ただ正しいものには○印を、誤っているものには×印を記入してください。

問1	自転車は、自動車と違い、ブレーキが故障していても乗ってよい。	()
問2	自転車には、警音器が付いていなくてもよい。	()
問3	自転車は、法律上は軽車両であり、自動車と同じく車両に分類される。	()
問4	自転車の二人乗りは、法令により一部の例外を除いて禁止されている。	()
問5	自転車に乗って発進するときは、後ろの安全を確認しなければならない。	()
問6	自転車は、車道であれば、右端、左端どちらを通ってもよい。	()
問7	自転車に乗って道路を走る場合、歩道と車道の区別がある所では、安全のために原則として歩道を通る。	()
問8	自転車に乗る者は、傘をさしたり、携帯電話を使うなど、安定を失う方法で運転してはならない。	()
問9	自転車は原則として2台までなら自転車どうしが並んで走ることができる。	()
問10	自転車の運転者が13歳未満の子どもの場合は、「自転車歩道通行可」の標識がなくても、歩道を通行できる。	()
問11	歩道で自転車どうしが行き違うときは、相手の自転車を左に見るようにしてよけるのがよい。	()
問12	自転車は、自動車用の信号に従わなければならないが、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の表示があるときや、横断歩道を通って横断するときは、歩行者用の信号に従わなければならない。	()

【自転車の交通ルールと安全な乗り方テスト】

ただ正しいものには○印を、誤っているものには×印を記入してください。

問13	「歩行者・自転車専用」と表示してある歩行者用信号機が青色を表示している場合、自転車は直進又は右折をすることができる。	()
問14	近くに自転車横断帯がなく、横断歩道だけがあるときは、横断歩道を通行している歩行者がたくさんいるときでも、自転車に乗ったまま横断歩道を渡ることができる。	()
問15	自転車に乗って歩道を走る場合、歩行者とすれ違いができないときは、早めにベルを鳴らして歩行者によけてもらわなければならない。	()
問16	自動車用信号機が黄色を表示しているとき、自転車は他の交通に注意して進ことができる。	()
問17	自転車どうしで交通事故を起こしたときは、相手と話し合いがつけば警察に届出をしなくてもよい。	()
問18	自転車に乗るには運転免許証が必要ではないので、事故を起こして相手がけがをしても、特に責任は問われない。	()
問19	一時停止標識がある場所でも、自動車と違い、自転車は一時停止する必要はない。	()
問20	自動車は法律で定期的に検査を受けなければならないことになっているが、自転車にはこのような決まりがないので、まったく点検する必要はない。	()
問21	「自転車歩道通行可」の標識がある歩道では、歩行者よりも自転車が優先になる。	()
問22	昼間でもトンネルや濃霧の中などでは、ライトをつけなければならない。	()
問23	ライトは、自分が前方の安全を確認するためだけに点灯するものである。	()
問24	自転車は、夜間は側面に反射器材を備え付けて運転するように努めなければならない。	()
問25	自転車であれば飲酒運転をしてもよい。	()